2023(令和5)年度·活動状況調査所見

みんなの取組① アスリードプラス(鳥羽市)

関連する人権施策

人権施策101 人権が尊重されるまちづくり

人権施策301 相談体制の充実 人権施策402 子ども

人権施策404 障がい者 人権施策405 高齢者

取組の紹介

アスリードプラスでは、地域の企業や学校など、鳥羽市内のさまざまな施設とコラボレーション企画を行うことで、鳥羽市に住む障がい児・者と地域住民の交流を行っています。スポーツや茶道、街散策やアート活動など、固定概念に縛られないさまざまなジャンルの活動を通じて、障がいの有無を問わないなかまづくりの実現や、生きがいをみつけられる活動になっています。

① 株式会社アスリードプラス立ち上げのきっかけ

代表の谷水さんは、2009(平成21)年~2020(令和2)年3月までの約11年間、鳥羽市社会福祉協議会で、地域福祉や高齢者福祉、障がい者福祉などに携わってきました。その中で、障がい児を放課後に預かる事業をしている際に、保護者の方から「子どもたちは、平日は学校へ行っているが、土日には家にこもっていることが多い。家族でどこかに出かけようと思っても『周りに迷惑を掛けたらどうしよう』という気持ちから出られない。子どもたちが土日に出ていける場所を作ってほしい。」という要望を受けました。そこで、アスリードプラスの前身となる鳥羽アスリードという団体を2011(平成23)年に立ち上げました。「アスリード」という名前には、【アスリート(競技者)】という意味と【明日をリードする(明日+リード)】という意味が込められています。鳥羽アスリードは、土日祝日に公共交通機関を使い、お寺へ行って写経体験や茶道体験をしたり、美容師に来てもらってヘアカットやメイクの仕方を学ぶなど、さまざまなイベントを行っています。

平日は社会福祉協議会、土日は鳥羽アスリードと並行して進めていましたが、2020(令和2)年3月に、鳥羽市社会福祉協議会の就労支援とデイサービスの打ち切りが決定しました。関わりのあった保護者の方々から「何とかしてほしい」という声が多く届き、2020(令和2)年2月6日に、閉所が決まった就労継続支援B型事業所を引き継ぐ形で、株式会社アスリードプラスを設立しました。

② アスリードプラスのさまざまな活動

アスリードプラス設立時、「どのようにすれば、地域に愛される場所になるのか。理解してもらえるのか」を考え、町内会や地域の方が集まる場所に行き、思いを伝えて協力をお願いしました。そうした取組の結果、地域の高齢者や子ども、その保護者にとっても安心できる場所となっています。

アスリードプラスでは、障がい者福祉サービス事業『五っぽ(いっぽ)』、共同生活援助グループホーム『ぐりとぐら』、指定特定相談事業『七み(ななみ)』、余暇支援事業『鳥羽アスリード』、企画・スポーツ事業『ATHLEAD』、地域共生事業『3rd Place』など、会社設立からわずか4年目ですが、さまざまな事業を展開しています。

『五っぽ(いっぽ)』では、「地域共生」の実現をめざした就労や交流事業等、さまざまな取組をしています。利用者の障がいや個性に合わせた就労プログラムや個別機能訓練、生活技能訓練を実施し、生活や作業の質の向上をめざしています。また就労だけではなく、創作活動や音楽活動、鳥羽高校の生徒との交流なども実施しており、季節に応じた行事も定期的に実施し、充実した余暇をめざしています。





『ぐりとぐら』では、地域共生社会をテーマとし、障がい者が安心して生活できるよう、入浴や排泄、食事の介助、医療的ケアなど、個々のニーズに応じた日常生活上の援助を提供しています。また、日常生活に必要な家事や買い物なども、入居者と共に行い、共同生活を支援しています。さらに、入居者の自立を支援することも重要な活動の一つと考え、入居者それぞれの能力や希望に合

わせて、就労支援や自己啓発プログラムなどを実施しています。入居者が自立し、社会と のつながりを築くことができるよう、スタッフが個別に支援しています。

『七み(ななみ)』では、障がい者やその家族が抱える悩みや福祉サービスの利用など、 どんな相談でも受け付け、専門の相談員が共に解決策を見つける相談事業を行っています。

③ 生きがいづくり・なかまづくり

鳥羽アスリードは、プロボノ*集団として、地域共生をめざしたさまざまな企画を模索しています。例えば、陸上教室や陶芸教室をする時に、陸上を教えてくれるのは陸上選手、陶芸を教えてくれるのは陶芸家というように、したいと思っていることを実現するため、その道のプロフェッショナルを集めます。そして私たちは、そのプロフェッショナルとのつなぎをして、障がい者が安心してその活動に参加できるようにコーディネートするプロフェッショナルなのですと谷水さんは語ります。

障がい児・者やその家族からは、「今までルーティーンの繰り返しだった生活が、いい意

味で一転した。」「毎日楽しそうに活動に通っている。」「笑顔が増えた。」「子どもの成長を感じる。」「友達ができて、明るくなった。」「子どもの将来への不安が解消された。」「安心して子どもたちを預けられる。」といった声がたくさん届けられています。これからも安心して過ごせる唯一無二の場所、そして、障がいの有無に関わらず、地域共生社会の実現を目標に活動を続けていきます。



※プロボノ…仕事などで培った能力や技術を無償提供し、社会貢献するボランティア活動 全般のこと。ラテン語の「Pro bono publico(公共善のために)」が語源。

連絡先 電話 0599-20-0253 メール info@athleadplus.com

2023 (令和5) 年度·活動状況調査所見

みんなの取組② 多文化共生ネットワーク エスペランサ (津市)

関連する人権施策

人権施策101 人権が尊重されるまちづくり

人権施策301 相談体制の充実

人権施策406 外国人

取組の紹介

津市・鈴鹿市を中心に三重県内の生活の厳しい家庭への生活支援を行っています。フードバンクから提供される食べ物や、会費や寄付金での購入、協力者の方からいただいた飲食物、生活用品などを配布しています。また、生活相談にのったり、必要な機関に同行したりするなどしています。さらに、活動の中で把握した課題の解決のため行政機関との連携した取組への参加や多くの方に現状を知ってもらうために講演会等を実施しています。

① エスペランサ設立のきっかけ

代表の青木さんは、2008(平成20)年9月にリーマンショックが起き、外国人教育推進担当教員として津市の小学校に勤めていた当時、外国人保護者から不安の声を多く聴くようになりました。特に就労面において、不景気のあおりを受け解雇されるという事例も見られるようになり、「外国につながる子どもたちに一人で悩んでほしくない、生活を守りたい」との思いから、困ったことは言うように子どもや保護者に伝える一方で、どんな支援ができるかを考え始めました。

そこで、2009(平成21)年3月にエスペランサを立ち上げ、同年4月から日本に定住を希望する外国人家庭の救済を目的に、支援物資を配る活動を開始しました。最初は職場のメンバーでの活動でしたが、呼びかけを続ける中で活動への賛同者も増え、たくさんの方にエスペランサの会員になっていただきました。できるだけ多くの困っている家庭とつながることができるよう、地域の方の力も借りながら、情報の収集を行ってき



ました。その甲斐もあって、多くの方にエスペランサの活動に協力いただき、現在では、国籍に 関係なく生活支援を続けています。

② 現在の活動

コロナ禍以降、外国につながりのある家庭で、支援を必要とする家庭が増えていると感じています。外国につながりのある方の中には、日本語が話せない、車にも乗れないという方も少なくなく、以前のように仕事を探せなくなり、結果として生活に困窮する場合が多く、特に母子家庭は厳しい状況です。



外国につながりのある方の多くは、「自分で働きたい」と思っているため、就労につなげていくことも活動のひとつです。

また、生活保護などの公的支援を受けることを「恥ずかしい」と感じている場合や、これまでの経験から「困っているのにSOSを出せない」状況に追い込まれている場合もあります。そのような家庭に寄り添い、どんなサポートができるかを一緒に考えています。

「明らかに支援が必要な家庭」が支援を受けることをためらい、本当に困ってどうしようもなくなってから連絡がくることもあり、場合によっては、命に直結することもあるため、市内外問わず、必要な支援が受けられるように活動しています。

外国につながりのある方が、エスペランサが困ったときに自分のことを後回しにしてでも助けてくれたり、以前、支援した方が他の困っている方とつないでくれたりすることが、この活動を支えています。これまで関わった方から連絡をもらえることが、本当にありがたいと感じています。

③ 今後にむけて

支援が必要な家庭に公的な支援が行き届くシステムを一刻も早く確立することが大切です。予算などの課題もあると思いますが、外国につながりのある方が自立できるための制度が必要です。制度上支援できること、できないことをきちんと説明するなど、適切な対応を継続的にすることで、信頼関係が構築されていくと思います。今の社会は、「貧困=自己責任」という考えが強いため、SOSが出しにくい状態になっており、その中で、支援からこぼれてしまう家庭も少なくありません。行政機関とも連携しながら、支援を受けることは「恥ずかしいことではない」という認識を社会に広げていくことが必要だと青木さんは語ります。

エスペランサの活動は、取り組む場所が学校から社会へ変わっただけで、学校での仲間づくりの取組と同じだと考えています。家庭訪問をして、その家庭の背景をつかみ、課題の本質を見抜き、その解決に向けて根気よく丁寧に取り組んでいくことが大切です。学校では、困窮家庭の子どもが、自分自身を責めたり、しんどい思いをしたりしないような人

権教育の実践に一層取り組んでほしいと切に願います。子どもの貧困は厳しい現状があり、早急に対策をしなければならない問題です。学校を核にして、関係機関が連携し、困窮家庭を支援するシステム作りの一翼を担えればと考えています。

「貧困問題」は社会システムの問題です。「助けてほしい」と声を上げることは決して恥ずかしいことではありません。自分や家族を守るための勇気ある行動だと、これからも伝え続けていきたいと考えています。次に続く人が



なかなか現れないという課題もありますが、困っている家庭がある以上、「エスペランサになら話してみよう」「エスペランサなら助けてくれる」と思ってもらえるように、これからも活動を続けていきます。

2023(令和5)年度·活動状況調査所見

みんなの取組③ 児童家庭支援センター まお(四日市市)

関連する人権施策

人権施策101 人権が尊重されるまちづくり

人権施策301 相談体制の充実

人権施策402 子ども 人権施策403 女性

取組の紹介

児童福祉法に基づいて設置された子どもや家庭の悩みを相談できる専門機関で、乳児院・児童養護施設エスペランス四日市に併設されています。関係機関と連携しながら、子育てに関する不安や心配、悩みごと、家庭に関することなどの相談にのったり、近隣地域の家庭支援をおこなったりしています。

① 子どもの幸せを願って

児童家庭支援センター まおは、子どもや家庭の悩みの相談機関として、2014(平成26)年4月に設立しました。県内の児童家庭支援センターでは、現在一番古いものとなります。

あわせて、三重県から委託を受け、フォスタリング機関 ^{*1}支援事業受託機関として、里親 ^{*2} 支援活動を行っています。

日本では、まだまだ里親制度への認知度が低く、言葉すら知らないという方も珍しくありません。そのため、まずは里親制度について「知ってもらう」ことから始め、子どもたちが幸せに暮らせる社会をめざして活動を続けています。

地域、家庭からの子育て相談を受け付けており、学校や専門機関とも連携をしながら、継続的 にスムーズな支援を行っています。

② 現在の活動

児童相談所からの子どもの保護の依頼は、毎日のようにあります。子どもの安定には保護者の安定が欠かせません。そのために里親制度が普及し、安定した家庭環境での成育を進めることで、子どもの幸せへとつなげていきたいと考えています。

子育て相談は、土・日や長期休業も含め、電話やメールで受け付けています。最初は、 保護者も相談しにくい雰囲気があり、信頼関係を構築するのに時間がかかります。そこで、 まずは保護者に存分に話してもらい、傾聴に努めます。保護者の思いを受け止め、「大変で したね」「がんばりましたね」と肯定的な言葉を伝え、信頼関係を構築し、相談しやすい雰 囲気をつくるよう心掛けています。最近は、発達障がいがあるお子さんについての相談件 数が多くなっています。

里親制度は、行政の担当者でさえも知らないという認知度が非常に低い状態が続いていました。ここ10年ほどでようやく「里親制度」という言葉が知られるようになったと感じます。そこで、里親に登録してもらう方を増やすために、啓発(リクルート活動や里親を希望される方への研修会や相談会、マッチングなど)を



積極的に行っています。里親にはいろいろな形(長期や短期など)があることや、特別なものではないことを知ってもらうことがまずは大切です。併せて、里親になると費用面などさまざまな補助があることも周知することで、できるだけ多くの方に里親に登録してもらい、子育てを支える仲間を地域の中で増やしたいと考えています。

しかし、ニーズはあるが里親がいないというケースが多いため、なかなか里親制度の活用につながっていません。里親を希望される方には、ミスマッチを防ぐために、どのような形であれば参加してもらえるのか、どのようなイメージを持っているのかを丁寧に確認します。そして、3日間の研修のあと、2日間の実習を経て、里親としての登録をお願いしています。社会的養護を必要とする子どもたちの中には、それまでの成育歴において発達面や情緒面で課題を抱えている場合もあり、対応が難しいケースも存在します。

さまざまな取組を経て、子どもたちを実親に戻すことがベースにありますが、実親との関係性や生活面での観点から、里親と実親との交流さえ難しいケースもあります。子どもだけでなく、保護者の自立も支援しながら、「子どもが家庭へ戻れるように」と思い、地道に活動を進めています。

③ 今後に向けて

本来は幸せであるはずの子育てが、親にとって辛いものになってしまい、その子育ての辛さを一人で抱え込んでしまっている親の姿があります。「相談したら申し訳ない」という意識や「子どもを預けたら(里親制度を活用したら)もう会えないのでは」という不安をもつ親もいます。このように親に感じさせてしまうのは、「親が子育てをするのが当たり前」

「自分で子どもを育てられないのは、親失格である」という社会の意識が原因の一つであると思います。里親制度について広く知ってもらい、児童家庭支援センター まおを「話せる」「聴ける」「安心できる」、「地域に開かれた場所=だれもが頼れる場所」にしていきたいと思います。

地域で支え合うことで、より迅速な支援につなげていくことが可能になります。それが里親同士の支え合いにもつながっていきます。子どもに関わる仕事に就いている多くの方に里親制度を知ってもらうことも、子どもや保護者の支援につながります。

今後も行政や児童相談所との連携を図りながら、相談や支援につなげるとともに、さらなる里親制度の普及をめざし、説明会などで啓発を進めていきます。



- ※1フォスタリング機関…フォスタリング業務(子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われるさまざまな支援)を包括的に実施する機関
- ※2里親…さまざまな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人

2023(令和5)年度·活動状況調査所見

みんなの取組④ MCサポートセンター みっくみえ(桑名市)

関連する人権施策

人権施策101 人権が尊重されるまちづくり

人権施策301 相談体制の充実

人権施策402 子ども 人権施策403 女性

取組の紹介

2000年から地域のお母さんや子どもたち、家族の笑顔の為、「なんだか心配」「なんだか気になる」「どうしたらいいかわからない」というあらゆる相談に乗り、一緒にお子さんの成長を見守っていく思いで活動しています。

① みっくみえができるまで

代表の松岡さんは、助産師として勤務していたころは「無事に出産すること」をめざして働いていましたが、自分の出産・子育ての経験から、退院後の子育て支援の必要性を強く感じ、この取組を始めました。

日本では、保護者向けに出産前、退院後の短い期間の教育は行われていますが、子育てに見通 しが持てるような、長期支援システムが構築されていないのが実情です。そのため子育てに自信 を持てず、結果的に虐待につながってしまう事例も残念ながらあります。「大変な状況にある母親 や子どもを支援することで、虐待の未然防止につなげたい」という思いで、医師、保育士、心理 カウンセラーなど、子育てに関する資格を持つ医療、福祉の専門職が集まり、みっくみえを立ち 上げました。

立ち上げた当時は、全国的に数少ない取組でもあったため、国や市町などの公的機関といかに 連携をとって進めていくかなど課題もありました。今は、より早期に丁寧な支援ができるように 公的機関や専門機関と「初期対応」の重要性を共有しながら、取組を継続しています。

② 現在の活動

現在も、子育でに困難さを抱える方たちの支援を中心に行っています。電話やLINEなどで相談を受け付け、まずは信頼関係の構築をめざし、丁寧に寄り添いながら対応しています。年々、相談件数、虐待事例数は増加しており、深刻な状況の保護者も増えています。社会的な孤立だけでなく、「自分のパートナーや家族にも相談できない」と、家庭内でも孤

立している様子がうかがえます。サポートが必要だと感じる方ほどその傾向が強く、我慢に我慢を重ね、耐えきれず連絡してきたというケースも多くあります。こういった「孤立した保護者」の思いを受け止め、支援を考えています。

保護者の中には、人とかかわることが苦手だったり、面倒だと感じたりする方、また、中には自分も虐待された経験のある方もいます。しんどい状況が周囲に理解されず、追い込まれている方が多い印象を受けます。これまでどこにも相談できず、ケアがされてこなかったことが課題です。「母親が笑顔」になれば、子どもの状況を変えることができるので、まずは職



員と温かい人間関係を作っていく中で、「他者とのかかわりの楽しさ」、「子育ての楽しさ」 を実感してもらうことが大切だと松岡さんは語ります。

「みっくみえの存在自体が子育て支援となっている」という声が寄せられています。みっくみえでは、ともに悩み、考え、できる支援を考えます。相談にみえる方の中には、「こんなことで相談してもいいんですか」と遠慮がちに言われる方もいます。しかし、相談が状況を変える第一歩となる可能性はあります。相談してくれるからこそ「どう支援していくか」を考えられるし、そこから学び、さらなる支援につなげることもできます。しんどい時は、信頼できる方に相談できるとよいと考えます。「みっくみえになら相談してみよう」

という、「親のよりどころとなっている」と感じられることも活動の原動力になっています。

子どもは大人が思う以上に、大人の様子をよく見ています。だからこそ大人の生き方が子育でに、子どもに影響します。子どもは親の付属品ではありません。今の子どもたちが一人ひとり尊重される社会を創っていくために社会全体で支援策を考えていく必要性を、この活動を通して強く感じています。



③ 今後にむけて

日本では、「出産=ゴール」、「子どもを産む=母親になる」という社会通念が存在し、子育ての不安や辛さ、できないことを母親が言えない雰囲気があります。その中で、誰にも相談できず、社会からのプレッシャーを感じ、追い込まれている方がとても多いように思います。本来、子育て自体が大変負荷がかかることであり、家族だけでなく、地域や社会全体で子育てを支援できるシステムをいかに構築していくかがとても重要です。

民間団体ゆえに信頼関係を築くのに時間がかかるという側面もあります。迅速な支援につなげていくためにも公的機関との連携を強化していくことはもちろんですが、子どもや保護者の支援のためには人と人とのつながりが大切であるため、他団体とのつながりも広げていきます。

子どもは存在しているだけで、素晴らしいものです。しかし、中には保護者の思いが先走り、子どもも保護者も苦しくなっているケースもあります。その中で、「SOSを出すことに迷っている方」もいます。誰かに相談したり、頼ったりすることは、とても大切なことなので、ぜひ、勇気をもって声を上げ、本人が難しいようなら、周りがあきらめずにかかわり続けてほしいと思います。

「子どもの存在におおらかな社会」にしていくためには、地域、社会が保護者や子どもを支えていく必要があります。子どもが健康に成長することを支援するのが、社会の使命です。日々の取組を進めながら、みっくみえの活動に賛同する、これからの若い世代に、思いやスキルを継承していきます。



2023(令和5)年度·活動状況調査所見

みんなの取組⑤ 伊賀日本語の会(伊賀市)

関連する人権施策

人権施策101 人権が尊重されるまちづくり

人権施策301 相談体制の充実

人権施策 406 外国人

取組の紹介

三重県伊賀市の外国人住民数は、5,933人(2023年10月末)で、その人口比率は6.89%です。三重県内の外国人比率順位は、第2位(2022年末)です。「伊賀日本語の会」は、多国籍・多文化な伊賀地域で、日本語を学びたいと思う外国にルーツを持つ人たちのために、日本語教育活動を行っているボランティア団体です。伊賀地域に住む外国人への日本語指導及び日本人と外国人の交流・親睦・相互理解を図ることを目的としています。

① 伊賀日本語の会ができるまで

1990(平成2)年に出入国管理及び難民認定法(以下、「入管法」という。)が改正され、日本で暮らす外国人住民が増えました。伊賀市には名阪国道があり、工場が多く、工場労働者として、たくさんの外国人が住むようになりました。その状況に、前代表の藤本さんが「在住外国人に日本



語教育を」と呼びかけたのが、1993(平成5)年8月でした。その呼びかけに、何かをしなければという同じ思いを抱いていた有志25名が集まり、「伊賀日本語の会」が発足し、2023(令和5)年で30周年を迎えました。

日本語教室の開催にあたり、当時の上野市に広報の協力と教室となる会場の提供をお願いしました。市広報に「日本語教室開催のお知らせ」を掲載していただき、7か国(韓国語、中国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語)のチラシを作成しました。

そして、1993(平成5)年10月30日に市健康福祉センターを借りて、第1回の日本語教室が始まりました。教室には、開講を心待ちにしていた在住外国人が、約100名と、たいへん多くの方が参加しました。

② 伊賀日本語の会の活動

毎週水曜日・土曜日に日本語教室を開講しています。水曜日は、会話と読み書きのクラスがあり、土曜日は、文法を中心に勉強をするクラスと日本語検定試験に向けた勉強をするクラスがあります。水曜日と土曜日の両日参加する方もいますし、どちらかの曜日のみの参加の方もいます。仕事をしな



がら通う方がほとんどなので、毎週ではなく、来られる時に参加するという方もいます。

それぞれのクラスの中でも、参加者のニーズに合わせて、 初級・中級・上級にわけて学習を進めています。日によって 異なりますが、現在は、小学生から50代の外国人の16名ほど が学習しています。初級クラスでは、曜日や身近な場所など、 暮らしに直結する日本語を繰り返して学習しています。中級 以上のクラスになると、お気に入りの映画や物語などをテー マに、日本語独特の言い回しなども勉強しています。



伊賀日本語の会では、あえて事前申し込みを取らず、いつでも参加可能としています。 スタートが同じではないので、スタッフも大変なところがありますが、いつからいつまで というように期間を設定してしまうと、今困っている方が来られなくなってしまうので、 いつでも受け付けています。

③ 地域との交流を広げる取組

伊賀日本語の会では、日本語教室だけでなく、つながりを広げることを目的に、年に1, 2回バーベキューや遠足など、交流会を実施しています。この交流会には、生徒の家族も 一緒に参加しています。

ボランティアとして参加するスタッフの方は、「コミュニケーションできたときが嬉しい」「さまざまな国の人との交流が楽しい」と話します。また、外国人の生徒も「この会に来るようになって、楽しみが増えた」「伊賀が好きになった」などと話す方が多く、中には流ちょうな伊賀弁で話す方もいます。活動を通して、外国人の暮らしをサポートし、地域との交流を広げています。



④ 成果と課題

伊賀日本語の会を始めた時は、市役所など、どこにも通訳がおらず、翻訳物がないという状況でした。もちろん勤め先にも通訳がいないので、困っている外国人住民がたくさんいました。そこで、この30年間行政に対して外国人住民の困り感を伝えるなど、さまざまな要望を続けてきました。その結果、翻訳物は増え、市役所には通訳がつき、相談体制も充実してきました。通訳がいる会社も増えてきて、外国人住民の困り感も減り、日本語を勉強しようという方も減っています。

この活動は、日本語を外国人に教えるということだけではなく、日本人が外国人のことを知って、関わるきっかけ作りにもなっています。人権問題の解決において、まずは「知る」「関わる」ということが大事です。知らない・関わらないことで差別を温存し、加担してしまいます。伊賀日本語の会は、日本語学習の支援活動を通して、多文化共生社会の実現のために、これからもさまざまな取組に参画していきます。

連絡先 電話 0595-23-0912 メール iganihongonokai@gmail.com

2023 (令和5) 年度·活動状況調査所見

みんなの取組⑥ 柘植中学校区地域未来塾運営協議会(伊賀市)

関連する人権施策

人権施策101 人権が尊重されるまちづくり

人権施策201 人権啓発の推進 人権施策202 人権教育の推進

人権施策401 同和問題 人権施策402 子ども

取組の紹介

子どもたちの中には、ひとり親家庭や経済的な支援を必要とする家庭、家族に特別な支援を必要とする方がいる家庭等、さまざまな環境の中で育っている子がいます。このような教育的に不利な環境のもとにある子どもたちに顕著にみられるのが、低学力傾向です。そこで、柘植中学校区地域未来塾運営協議会は将来を生き抜くための学力をすべての児童生徒に保障し、多様なキャリアビジョンを積み上げるために活動しています。

① 柘植中学校区地域未来塾運営協議会が立ち上がるまで

伊賀市立柘植中学校区では、これまで、教職員 や保育士が人権・同和教育の実践を通して、児童 生徒や保護者、地域住民らと関わり、将来を思い 描いていた自分自身のキャリアを諦めさせられ てきた地域住民の現実を正確に捉え、人権・同和 教育に反映し、教育的実践を深めてきました。



また、これらの実践は、教育的に不利な環境の

もとにある児童生徒だけを見据えたものではなく、人権・同和教育の実践を通して、将来 を生き抜くための学力をすべての児童生徒に保障し、多様なキャリアビジョンを積み上げ ることのできる教育として、長年、育まれてきました。

一方で、地域内でも学力格差や所得格差は明らかに存在し、とりわけ厳しい生活状況にある世帯では、福祉施策の支援がなければ、生活が成り立たない状況にあります。このような生活課題を抱えた家庭における子どもの進路・学力保障への課題は、保育園、小中学校だけで解決できるものではありません。

そこで、気になる子どもの生活状況の課題を正確に把握するため、「就学前学力保障実行 委員会(以下「実行委員会」という。)」を立ち上げ、実態調査を実施しました。

そして、2017 (平成29) 年に実行委員会の実態調査から明らかになった課題を解決するため、柘植中学校区地域未来塾運営協議会を立ち上げ、中学生の学力強化を図る学習会「中3強化学習会(以下「学習会」という。)」をスタートさせました。

② 活動内容

この学習会では、教科学習に加えて、高等学校の入学試験における前期選抜試験への対策を考慮し、自己推薦書を書く上での助言や面接練習も行っています。毎年8月末に、参加生徒と保護者、柘植中学校教員、学習会講師、いがまち人権センター職員が集まり、説明会を実施しています。そして、9月初旬から毎週火曜日午後7時半から午後9時の時間

帯で中学3年生を対象に学習会を開催しています。元教員をはじめ行政職員、地域の青年に講師を依頼し、個別対応での学習を45分×2コマで1日2教科の学習支援を行っています。また、11月頃からは、前期選抜試験にむけての面接練習や作文練習、自己推薦書についての助言も行っています。自己推薦書の添削や面接練習では、中学生と



のコミュニケーションが欠かせません。そこで、幼少期からの関係性が築かれた青年たち が適任であると考え、中学生と年齢の近い青年たちに学習会の講師として参画してもらっ ています。

地域の青年や、普段学校で接している教師以外の人に指導してもらうことで、子どもたちは緊張感を持ち学習を進めることができます。また、講師の先生や青年の熱心な姿に、子どもたちだけでなく保護者も「甘えていられない」という気持ちが強くなり、家庭での学習意欲の向上にもつながっています。

③ 進路・学力保障を重点に置いた「差別の連鎖を断ち切る」ための取組

2023(令和5)年、学習会がスタートして9年を迎えました。この間、学習会の講師として参画している青年たちは、柘植中学校区の児童生徒や保護者と積極的に関わり、事業活動を実践しながら、世代間の繋がりを重視してきました。学習会に参加していた中学生が、高校生や社会人になった後も丁寧に関わりを持ち続けることで、地区で行われるさまざまな行事に新たな青年として参画しています。

今、柘植中学校区地域未来塾運営協議会の中で、精力的に活動する青年たちの姿があるのは、紛れもなく幼少期から育まれてきた柘植中学校区の人権・同和教育の理念が、彼らに息づいているからです。

これからも地域の青年たちやこれから青年へと成長していく小中学生・高校生と共に進路・学力保障を重点に置いた事業活動を展開し、「差別の連鎖を断ち切る」ための取組を進めていきます。

2023(令和5)年度·活動状況調査所見

みんなの取組⑦ 尾鷲市社会福祉協議会(尾鷲市)

関連する人権施策

人権施策101 人権が尊重されるまちづくり

人権施策301 相談体制の充実 人権施策404 障がい者

人権施策405 高齢者

人権施策410 さまざまな人権課題(貧困等に係る人権課題)

取組の紹介

尾鷲市社会福祉協議会は、「尾鷲市のだれもが安心して生活できるまちづくりをすすめていく」ことを理念に活動しています。地域住民、行政やさまざまな社会福祉事業者などの協力を得ながら、いろいろな世代の方が地域づくりに参加できるしくみづくりを行っています。

① 尾鷲市のだれもが安心して生活できるまちづくりをめざして

尾鷲市社会福祉協議会(以下「尾鷲市社協」という。)は、1973(昭和48)年から「尾鷲市のだれもが安心して生活できるまちづくりをすすめていく」ことを理念に、さまざまな地域の福祉団体や行政、社会福祉事業者などと協力しながら活動しています。

尾鷲市の中でも輪内地区は店舗が少ないこともあり、自分で食材を購入し、調理することが困難な高齢者がたくさんおられました。そこで、2001(平成13)年に尾鷲市から「食の自立支援事業」の受託を受け、輪内地区の65歳以上の一人暮らし、又は高齢者世帯で調理が困難な方に、最大週3回お弁当を作って配る「配食サービス」を開始しました。

この事業は、お弁当を配るだけではなく、利用者の自宅へ出向き、「お元気ですか。お変わりありませんか。」などと声をかけながら直接渡すことで、利用者の日々の生活の見守りにもつながっています。配食にうかがった際に、倒れている利用者を発見して命が助かったというケースや、「介護認定を受けたい」という話を聞き、相談機関につないだこともありました。現在は、6地区から31名の登録があり、平均すると1回あたり25名ほどが利用しています。年間にすると約2,900~3,000食を提供しています。

この事業を進めていく中で、65歳未満の方や65歳未満の同居の家族がいる方から「私たちも利用させてほしい」という声が上がり、尾鷲市社協独自に、『あったか弁当』という事業を開始しました。こちらは、65歳未満の方や65歳未満の同居の家族がいる方も利用できます。



② 生活困窮者自立支援事業·日常生活自立支援事業

生活困窮者自立支援法施行に伴い、2015(平成27)年4月から生活困窮者自立支援事業を開始しました。現在困っている方やこれからの生活に不安を感じている方の問題の整理から解決までをサポートしています。生活困窮といっても、人によって困りごとはさまざまです。それぞれの方の困りごとに応じて、適切な相談窓口との連絡を行いながら、自立生活に向けた支援を行っています。その中でも、食料支援は、支援の導入として有効なツールになっています。他機関からの紹介も含め、「今日、食べるものがない。買えない。今



日を生きられない。」という方に対し、いち早く食料を提供できています。そこから生活福祉資金や緊急生活支援事業へとつないでいます。このようにさまざまな機関と連携を取りながら本人の希望をできる限りかなえられるように寄り添ったり、意思を尊重するために本人の意思が決まるまで見守りをしたりする、いわゆる「伴走型支援」で進めています。また、日常生活自立支援事業では、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などの方が、地域において安心した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理、預金通帳等大切な書類の管理を

サポートしています。

③ 障がいのある方の「働きたい」「地域で自立して暮らしたい」を支援する「結(ゆい)」

「結」は、地域の中での自立した生活に向けた来所相談のほか、家庭訪問や病院の受診、 各種手続きに同行するなどしています。

また、障がいのある方の福祉サービス利用に必要な計画を立てています。福祉サービス利用だけではなく、これからの生活についても一緒に考えて、それぞれのニーズに沿った支援をしています。

障がいのある方の「働きたい」という希望(就労)や、地域で自立して暮らしていくための生活面のサポートについては、労働局及び三重県からの委託を受けて、就労支援・生活支援・定着支援を行っています。

2006 (平成18) 年に、相談支援事業を市からの受託を受けスタートした時は、職員が1人しかいませんでしたが、国や県、市の事業が増えていくのに伴い、現在は職員が8人まで増えました。専門職を加え、さまざまな相談に対応できる体制で、支援を行っています。



④ だれもが安心して生活できるまちづくりをめざして

尾鷲市社協では、地域で活動する地区福祉委員会を支援しています。地区福祉委員会は、「わがらの町はわがらの町で支え合おう」をモットーに地域住民が集まり、見守り訪問やふれあいサロンなどの活動を行っています。見守り訪問は、地域で孤立しやすい高齢者や障がい者を対象に、手作りのお弁当や子どもたちからの手紙を添えて、「元気にしとるかい」と自宅を訪問する活動です。困りごとなどを把握した場合は相談機関や地域で解決するための取組につなげます。



ふれあいサロンは、地域住民が集まり、お喋りやカラオケ、また尾鷲市社協から貸し出す「百寿雀」(麻雀を簡略化したゲーム)などをすることで、引きこもり・閉じこもりを予防しています。これらの活動を通して、住民同士のつながりの輪を広げ、助けが必要な時に助けてと言える関係づくりの構築をめざしています。

連絡先 電話 0597-22-3246 FAX 0597-22-3402